

ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理指針（第1.1版）新旧対照表

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	4	追加	※ <u>振替株式が新株式により交付される場合は、⑤の項目には、株主名簿管理人の機構加入者コード、⑦の項目には、会社の加入者口座コードを入力する。</u>	—	5. (1) 備考
2	4	追加	※ <u>株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。</u>	—	6. (1) 備考
3	5	追加	※ <u>株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。</u>	—	6. (1) 備考
4	5	訂正	機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（ <u>午前9時</u> ）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。	機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（ <u>9:00</u> ）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。	6. (3)
5	6	訂正	株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（ <u>午前9時</u> ）を振替時とするカスタディアンの口座への振替の申請を行う。	株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（ <u>9:00</u> ）を振替時とするカスタディアンの口座への振替の申請を行う。	7. 本文
6	6	追加	※ <u>権利付最終日までに買取価格が決定しない場合には、副転換代理人と株主名簿管理人の間で、個別に調整のうえ、単元未満株式の振替及び買取代金の支払いを行うものとする。</u>	—	8. (2)

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
7	7	追加	<p><u>9. ユーロ円建新株予約権付社債を新たに発行する場合の取扱いについて</u></p> <p><u>実務関係者は、会社に対してユーロ円建新株予約権付社債の新規発行に係る提案をする場合には、発行条件として次の事項を定めることを会社に求めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 新株予約権行使から振替株式の新規記録までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い</u></p> <p><u>株主確定日の2営業日前の日から株主確定日までの間に新株予約権行使に伴う振替株式の交付指図が株主名簿管理人に受理されることとなる場合には、株主確定日までに振替口座簿への振替株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならないことから、新株予約権付社債権者に不利益が生じる可能性がある。そのため、実務関係者は、会社に対し、株主確定日の2営業日前の日から株主確定日までの間に新株予約権行使に伴う振替株式の交付指図が株主名簿管理人に受理されることとなるような新株予約権付社債権者による新株予約権の行使請求は行うことができない旨を発行条件として定めるよう求めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 株主確定日が休日にあたる場合は、上記の制限期間の記述を「株主確定日の直前の営業日を</u></p>	-	9. 本文

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
			<p><u>実質的な株主確定日とし、当該日の2営業日前の日から株主確定日の翌営業日までの間」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取請求の取扱い</u></p> <p><u>副転換代理人は、新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式についても、単元株式とともに新株予約権行使請求者の常任代理人における口座へ振替を行うものとする。そのため、実務関係者においては、会社に対し、新株予約権行使請求に伴い生じる単元未満株式の自動的な同時買取は行わない旨を発行条件として、明記するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 従来、新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式は、登録単元未満株式であったため、同時買取により、現金で清算する取扱いとしていたが、株券電子化により、単元未満株式の振替が可能となったため、自動的に同時買取を行う措置を廃止するもの。</u></p>		
			<p><u>※ 既に発行されている新株予約権付社債については、現行の発行要項上、新株予約権の行使請求の制限を行うことができないことから、株主名</u></p>		

項番	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
8	7	追加	<p><u>簿管理人は、左記の制限期間にかかわらず、受け付けるものとする。</u></p> <p>※ <u>営業日、休日は、日本の営業日、休日をいう。</u></p> <p>※ <u>当該制限期間は、日本における株主確定日を基準としている。発行要項に規定する際には、その点を考慮する必要がある。</u></p>	—	9.(1)備考
9	7	追加	<p>※ <u>既に発行されている新株予約権付社債については、現行の発行要項上、単元未満株式が生じた場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する取扱いとなっていることから、株主名簿管理人は、会社の指図に基づき新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の同時買取の処理を行う者とする。</u></p>	—	9.(2)備考

以上